

別荘地内の工事について

別荘地内で工事を行なう方々は、下記の点に十分な配慮をしていただきますようお願いいたします。

1. 工事に関係のない別荘敷地には無断で入らないこと。
2. 別荘に滞在者や永住者がいる場合は、付近の道路の通行は徐行すること。
3. 道路管理上の設備(締切ゲート・その他の設備等)を操作した場合は、必ず復旧しておくこと。
4. 別荘利用者の出入りの支障となるような路上駐車は絶対しないこと。
5. 作業場の駐車により別荘利用者に迷惑をかけざるを得ない場合は、あらかじめ許可を得ること。
6. 工事中は必要以上の大声や騒音を出さないように注意すること。
7. 作業車両や建設機械は作業中止中はエンジンを止める等の配慮をすること。
8. 別荘利用者の迷惑となるような時間帯の作業は行なわないこと。(早朝・正午・深夜)
9. 車両通行時には道路を破損しないよう注意し、破損させた場合は管理事務所立ち会いの上、責任を持って修復しておくこと。
10. 工事によって発生する残材等(伐採枝・残土・建築残材等)が他の別荘利用者の敷地内に飛散しないよう、十分な配慮を行なうこと。
11. 工事終了後は、施工現場や路上等の残材を片付け清掃すること。
12. 不法投棄は絶対しないこと。(付近で見かけたら役場へ連絡をお願いします)
13. 工事に伴う広告・看板・標識等の設置はしないこと。
14. 工事現場への道標・標識等の設置は景観形成を考え、管理事務所の許可を得て設置すること。
15. 看板等は工事終了後、早急に撤去すること。
16. その他、常識に従って作業を行なうとともに、不明な点がありましたら管理事務所へご連絡ください。

* 連絡先

学者村総合管理事務所 0268-68-2906
美し松管理事務所 0268-68-2732
ふれあいの郷管理事務所 0268-69-2541
美ヶ原高原郷管理事務所 0268-88-2167